

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月2日

【会社名】 株式会社十六フィナンシャルグループ

【英訳名】 Juroku Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池田直樹

【本店の所在の場所】 岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地

【電話番号】 058(207)0016(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員グループ管理統括部長
兼グループ企画統括部長 児玉英司

【最寄りの連絡場所】 岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地

【電話番号】 058(207)0016(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員グループ管理統括部長
兼グループ企画統括部長 児玉英司

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 64,722,525円
(注)本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月20日に提出いたしました有価証券届出書並びに2024年6月24日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書及び2024年6月26日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、記載事項の一部を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、添付書類として提出いたしました「取締役会議事録」に追加がありましたので、併せて提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

取締役会議事録

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	14,335株	64,722,525	
一般募集			
計(総発行株式)	14,335株	64,722,525	

- (注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本自己株式処分は、本制度に基づく2025年3月期(2024年4月1日～2025年3月31日)の譲渡制限付株式報酬取得の出資財産とするための金銭報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。当該金銭債権の合計は以下のとおりです。

(単位:円)	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) : 6名	4,429株	19,996,935	譲渡制限付株式報酬
当社の執行役員(当社の取締役を除く) : 8名	2,251株	10,163,265	譲渡制限付株式報酬
株式会社十六銀行の取締役(株式会社十六銀行の社外取締役を除く) : 7名	3,986株	17,996,790	譲渡制限付株式報酬
株式会社十六銀行の執行役員(株式会社十六銀行の取締役を除く) : 12名	3,669株	16,565,535	譲渡制限付株式報酬

- (注) 1. 上記の人数の合計は33名となりますが、当社の取締役又は執行役員と株式会社十六銀行の取締役又は執行役員とを兼務する者も含んでいることから、実人数は21名となります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	14,335株	64,722,525	
一般募集			
計(総発行株式)	14,335株	64,722,525	

- (注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 本自己株式処分は、本制度に基づく2025年3月期(2024年4月1日～2025年3月31日)の譲渡制限付株式報酬取得の出資財産とするための金銭報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。当該金銭債権の合計は以下のとおりです。

(単位:円)	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) : 6名	4,429株	19,996,935	譲渡制限付株式報酬
当社の執行役員(当社の取締役を除く) : 9名	2,411株	10,885,665	譲渡制限付株式報酬
株式会社十六銀行の取締役(株式会社十六銀行の社外取締役を除く) : 7名	3,986株	17,996,790	譲渡制限付株式報酬
株式会社十六銀行の執行役員(株式会社十六銀行の取締役を除く) : 12名	3,509株	15,843,135	譲渡制限付株式報酬

(注) 1. 上記の人数の合計は34名となりますが、当社の取締役又は執行役員と株式会社十六銀行の取締役又は執行役員とを兼務する者も含んでいることから、実人数は21名となります。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

3 【臨時報告書】

(訂正前)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年6月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月26日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年7月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年6月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年6月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年7月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年7月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。